

兵高教組 学習討議資料
調査情報
 2022年8月11日 **8号**

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

8月8日人事院勧告
3年ぶり引き上げ勧告も、物価上昇に追い付かず

引き上げ幅0.23% < 物価上昇率2.4%

8月8日、人事院は国会と内閣に対して、国家公務員の給与等に関する勧告・報告を行いました。この勧告を受け、高教組は県人事委員会との交渉に臨みます。今回の調査情報では、交渉開始を前に人事院勧告について、一緒に考えてみたいと思います。

3年ぶり引き上げも若年層のみ改善

月例賃金は3年ぶりの引き上げ勧告となりました。これは、この間のコロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻が長期化し、厳しい経済情勢が続く中で、私たち労働組合が賃上げの世論を作り出してきた運動の成果であり、評価できることです。しかし、改定が初任給の改善と30代半ばまでの若年層のみの改善にとどまり、その額も物価上昇率2.4%に遠く及ばない超低額なものとなっています。官民較差は以下の通りです。

官民較差	民間・・・	405,970円
	公務・・・	405,049円
	官民較差	921円 (0.23%)
月例給	初任給	・・・3,000円のアップ(若年層も同程度)
	その他	・・・アップ無し

◆ 人事院勧告とは ◆

私たち公務員は、労働基本権が制約されており、民間のように争議行為（ストライキ）を構えるような交渉は禁止されています。そのため、国家公務員の賃金や労働条件については、第三者機関である人事院が4月段階の民間と公務の賃金を比較して、「公務員が民間に比べて〇〇円低いから、〇〇円上げなさい」というのが人事院勧告です。地方公務員の場合は、県の人事委員会が同様に調査をして人事委員会勧告を出します。

引き上げ幅の配分(921円の配分)

月例賃金 818円
 跳ね返り 103円

※跳ね返り：地域手当のように、俸給の改定に伴い自動的にアップする分

人事院勧告で言及されているように「人材確保の観点等を踏まえ」るのであれば、若年層だけではなく、コロナ禍の下で昼夜を問わず奮闘する全ての公務労働者・教職員の労苦に報いる賃金引き上げにすべきです。

一時金は0.1月の引き上げ

一時金も3年ぶりに0.1月の引き上げを勧告しています。今回の0.1月分の改善は教諭で言えば年平均4万円ほどの賃金改善につながります。

一時金支給割合 民間：4.41月 公務：4.30月
 官民較差・・・0.11月

一時金 0.1月引き上げ、年間4.4月とする
 (引き上げ分は勤勉手当に充当)

しかし引き上げ分は「勤勉手当」

一時金の引き上げは、すべて勤勉手当の引き上げとなっていますが、これは様々な問題を抱えています。過去3年間引き下げられてきた一時金は全て「期末手当」で行われてきました。

「期末手当」とは、本人の勤務態度や勤務成績などが、基本的には金額に影響しない手当であり、全員一律に支給される手当を指します。

一方、「勤勉手当」は簡単に言うと、普段の仕事の頑張りを評価されて支給される手当のことで、国家公務員では「人事評価」により差別支給されています。

この間、引き下げは「期末手当」、引き上げは「勤勉手当」を対象に行われ、その結果一時金に占める勤勉手当の割合が年々増加しています(下図参照)。

2013年人勸	期末2.6月	勤勉1.35月
	↓	↓
2022年人勸	期末2.4月	勤勉2.00月

また、昨年の「勤勉手当の勤務期間率の改悪」によって、これまで権利として取得できていた「特別欠勤」などが除算対象となり、「勤勉手当」が満額支給されるためには、事実上制度を利用できない／しにくい状態となっています。

さらに、非常勤講師や介助員などの会計年度任用職員には「勤勉手当」そのものが無いため、賃金改善には何の役にも立ちません。

加えて今回、引き上げ分0.1月分のうち、0.02月分を全員から引きはがし、成績上位者の勤勉手当の原資に当てるとしているということも看過することができません。

このように「勤勉手当」は私たちが積み上げてきた様々な制度や権利に縛りをかけ、その賃金格差をさらに広げようとするものであり、私たちは、一時金をすべて期末手当に一本化するよう要求しています。

22確定第1波学習決起集会

日時 9月19日(月祝) 13:30～
 場所 学校厚生会館 3階 大会議室

◇第一部 学習講演
 「2021確定交渉の到達点と
 2022人勸と今年の課題について」
 ◇第二部 行動提起と意見交流、意思統一

まずは、しっかりと学習しましょう

その他

- (1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し
 博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年度4月から実施。
- (2) テレワークに関する給与面での対応
 テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討。

今後の流れ

- 8月 人事院勧告
 国家公務員が対象です(※今回のもの)。
 ↓
 - 9月 兵庫県人事委員会交渉
 今回の人事院勧告を元に、地方公務員の勧告が検討されます。数回にわたる交渉で私たちの要求や思いを伝えます。
 ↓
 - 10月 兵庫県人事委員会勧告
 兵庫県の公務員を対象とした勧告が10月上旬～中旬に出ます。
 ↓
 - 10月 県教委交渉(～11月末)
 県人事委員会勧告を元に、兵庫県の職員の給与や労働条件、権利の拡充などについて県教委と組合が交渉します。
 ※署名へのご協力をお願いします!!
 ↓
- 今年度の給与や労働条件等確定へ
**みなさんの組合への加入や
 署名へのご協力が
 交渉の大きな力になります!!!**